

## 議案第49号

### 幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

幕別町国民健康保険税条例（昭和28年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第2条中「及び資産割額」を削る。

第3条第1項中「100分の6.0」を「100分の6.4」に改める。

第4条を次のように改める。

#### 第4条 削除

第5条中「23,000円」を「24,800円」に改める。

第6条第1号中「の属する月以後5年を経過するまでの間に限り、同日」を削り、「属する世帯」の次に「であって同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの」を、「第26条において同じ。」の次に「及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。第3号、第10条及び第26条において同じ。）」を加え、「28,000円」を「29,800円」に改め、同条第2号中「14,000円」を「14,900円」に改め、同条に次の1号を加える。

(3) 特定継続世帯 22,350円

第7条中「100分の2.0」を「100分の2.2」に改める。

第8条を次のように改める。

#### 第8条 削除

第9条中「6,000円」を「6,300円」に改める。

第10条第1号中「以外」を「及び特定継続世帯以外」に、「7,000円」を「7,300円」に改め、同条第2号中「3,500円」を「3,650円」に改め、同条に次の1号を加える。

(3) 特定継続世帯 5,475円

第11条中「100分の1.2」を「100分の1.4」に改める。

第12条を次のように改める。

## 第12条 削除

第13条中「8,500円」を「8,800円」に改める。

第14条中「6,500円」を「6,700円」に改める。

第26条第1号ア中「16,100円」を「17,360円」に改め、同号イ(ア)中「以外」を「及び特定継続世帯以外」に、「19,600円」を「20,860円」に改め、同号イ(イ)中「9,800円」を「10,430円」に改め、同号イに次のように加える。

(ウ) 特定継続世帯 15,645円

第26条第1号ウ中「4,200円」を「4,410円」に改め、同号エ(ア)中「以外」を「及び特定継続世帯以外」に、「4,900円」を「5,110円」に改め、同号エ(イ)中「2,450円」を「2,555円」に改め、同号エに次のように加える。

(ウ) 特定継続世帯 3,833円

第26条第1号オ中「5,950円」を「6,160円」に改め、同号カ中「4,550円」を「4,690円」に改め、同条第2号ア中「11,500円」を「12,400円」に改め、同号イ(ア)中「以外」を「及び特定継続世帯以外」に、「14,000円」を「14,900円」に改め、同号イ(イ)中「7,000円」を「7,450円」に改め、同号イに次のように加える。

(ウ) 特定継続世帯 11,175円

第26条第2号ウ中「3,000円」を「3,150円」に改め、同号エ(ア)中「以外」を「及び特定継続世帯以外」に、「3,500円」を「3,650円」に改め、同号エ(イ)中「1,750円」を「1,825円」に改め、同号エに次のように加える。

(ウ) 特定継続世帯 2,738円

第26条第2号オ中「4,250円」を「4,400円」に改め、同号カ中「3,250円」を「3,350円」に改め、同条第3号ア中「4,600円」を「4,960円」に改め、同号イ(ア)中「以外」を「及び特定継続世帯以外」に、「5,600円」を「5,960円」に改め、同号イ(イ)中「2,800円」を「2,980円」に改め、同号イに次のように加える。

(ウ) 特定継続世帯 4,470円

第26条第3号ウ中「1,200円」を「1,260円」に改め、同号エ(ア)中「以外」を「及び特定継続世帯以外」に、「1,400円」を「1,460円」に改め、同号エ(イ)中「700円」を「730円」に改め、同号エに次のように加える。

(ウ) 特定継続世帯 1,095円

第26条第3号オ中「1,700円」を「1,760円」に改め、同号カ中「1,300円」を「1,340円」に改める。

附則第22項中「附則第44条の2第3項」を「附則第44条の2第4項及び第5項」に、「第36条」を「第35条第1項」に改める。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行し、平成25年4月1日から適用する。ただし、附則第22項の改正規定は、平成26年1月1日から施行する。

(適用区分)

2 次項に定めるものを除き、改正後の幕別町国民健康保険税条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成25年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成24年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

3 新条例附則第22項の規定は、平成26年度以後の年度分の国民健康保険税について適用する。